

## 全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における 相互応援に関する協定書

全国市町村あやめサミット連絡協議会に加盟している自治体（以下「自治体」という。）間において、地震等による大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、自治体の地域で発生した大規模災害に関し、自治体間の相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援
- （2）被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援
- （3）備蓄物資及び資機材、車両等の提供及びあっせん
- （4）被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- （5）前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の窓口等）

第3条 あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに会長自治体（会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体）に連絡するとともに、必要な情報を随時、相互に交換するものとする。

（応援の手段）

第4条 応援は、情報収集等を行い自治体が被災したと確認又は判断されるときは会長自治体（会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体）と連絡をとり、自主的に応援を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、応援を行う自治体が負担する。
- （2）援助に要する経費は、援助を行う自治体が負担する。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた自治体と応援をした自治体で協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料の情報交換会  
(会議)をあやめサミットに併せて行うものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、自治体が既に締結している協定を妨げるものではない。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その  
都度協議して定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書34通を作成し、その1通に同意書を添付のうえ、名誉会長自治体が保有する。また、その他の自治体は残りの33通にそれぞれ同意書の写しを添付のうえ、その1通を保有する。

平成12年 4月26日

全国あやめサミット連絡協議会

会長 佐原市長 鈴木全一



次の34自治体の長の同意書を添付する。

北海道長万部町、北村、厚岸町 岩手県東和町  
宮城県古川市、多賀城市、一迫町、南方町 山形県長井市  
福島県鏡石町、会津高田町 新潟県新発田市、栄町 茨城県潮来町  
栃木県高根沢町 埼玉県北川辺町、菖蒲町、庄和町  
千葉県佐原市 山梨県増穂町、櫛形町 静岡県伊豆長岡町  
長野県明科町 岐阜県海津町 愛知県東郷町 三重県多度町  
滋賀県中主町 兵庫県大河内町 和歌山県中津村 鳥取県江府町  
広島県上下町 福岡県瀬高町 大分県日田市 宮崎県都城市